

北海道告示第 10583 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士に対し、戒告した。

令和 4 年（2022 年）4 月 25 日

北海道知事 鈴木 直道

1（1）処分をした年月日

令和 4 年（2022 年）4 月 12 日

（2）処分を受けた建築士

ア 氏名

貞川 慎太郎

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

ウ 登録番号

北海道知事登録 第（石）8504号

（3）処分の内容

戒告

（4）処分の原因となった事実

建築士法第 22 条の 2 第二号の規定による二級建築士定期講習を受講していないことから文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく同講習を受講しなかった。

このことは、建築士法第 10 条第 1 項第一号に該当する。